

生鮮三品小売店支援事業

＜補助対象店舗＞ 次に掲げる条件を全て満たしていること

- ・生鮮三品（魚・肉・青果）の取扱店で店頭販売を行っていること。
- ・区商店街連合会に加盟している商店会の会員店舗 もしくは 区内共通商品券の取扱店かつ、ことみせに登録している店舗。
（※区内共通商品券の取扱店とは、江東区商店街振興組合連合会が発行している商品券が利用できる店舗です。登録には江東区商店街振興組合連合会に申し込みが必要で、3年間継続して加入して頂く必要があります（年会費 3,000 円）。ことみせとは、区内の魅力的なお店を情報誌や WEB サイトで発信している区の事業です。登録時のみ 1,000 円頂いております。）
- ・生鮮品の売り場面積が 50%以上を占め、総売り場面積が 250㎡未満であること。
- ・魚または肉の取扱店においては、食品衛生法に基づく魚介または食肉類の販売業許可を得ていること。
- ・個人住民税又は、法人住民税を滞納していないこと。
- ・事業の実施前に申請を行っていること。

＜対象事業＞

販売力向上のための店舗の増改築や、改修及び生鮮品の加工・保存等の設備購入に要する経費（例：生鮮食品を保存する冷蔵庫の買換え、築造冷蔵庫の改修、ミートスライサーの購入等）※但し部品の交換のみの修繕費は対象外となります。

＜補助内容＞

（補助率）1/2

（補助限度額）改修経費：200万円 設備購入費：100万円

＜その他＞

- ・補助件数には限りがございます。補助件数に達し次第終了となりますので、お早めにお申し込みください。
- ・事業の実施にはやむをえない場合を除き区内の中小企業を活用していただくようお願いします。
- ・補助回数は、1店舗あたり1か年度1回までです。

＜問い合わせ＞

江東区 地域振興部 経済課 商業振興係

Tel：03-3647-9502 Fax：03-3647-8442